

【秋穂地域】

避難生活場所となる施設で、避難勧告、指示を発令した場合に開設する避難所の候補施設です。まずは、自主避難の受け入れに対応している[秋穂保健センター](#)を開設します。

※自主避難の場合は、場所のみの提供となりますので、必要品（食糧、毛布等）をお持ちください。次に対象地域の状況などを総合的に判断して、小中学校等を開設します。

※開設時には山口市から必ずお知らせします。

山口市防災危機管理課：083-934-2723

令和2年2月6日現在

NO	施設			【災害適応種別】				
	名称	所在地	電話	洪水	土砂	高潮	地震	津波
1	秋穂保健センター	秋穂東6570	(083) 984-8031	○	○	○	○	○
2	秋穂地域交流センター	秋穂東6823-1	(083) 984-2132	○	○	—	○	○
3	大海総合センター	秋穂東1130-5	(083) 984-2053	○	○	②	○	○
4	大海小学校	体育館	(083) 984-2253	○	○	②	○	○
5		校舎						
6	秋穂小学校	体育館	(083) 984-2250	○	○	—	○	○
7		校舎						
8	秋穂中学校	体育館	(083) 984-2114	○	○	○	○	○
9		校舎						
10	秋穂幼稚園	秋穂東439	(083) 984-2586	○	○	—	○	○
11	秋穂デイサービスセンター	秋穂東3993	(083) 984-5772	○	○	○	○	○
12	秋穂コミュニティセンター	秋穂東6527-2	(083) 984-2130	○	—	○	—	○
13	秋穂荘	秋穂東768-13	(083) 984-2201	○	○	○	○	○

【災害適応種別について】

（風水害）

水防法第14条により県で公表された浸水深を基に記載。浸水深が0.5メートル未満のものは「○」とし、0.5メートル以上のものは「—」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。

（地震）

昭和56年の建築基準法施行令改正以降に建築されたものは、一定の耐震基準を満たしているものと判断し「○」とし、改正以前に建築された施設で耐震性を有していない事が分かっている施設については「—」としている。同一施設内に改正以前と以降に建築された建物が混在しているものについても「—」としている。ただし昭和56年の改正以前に建築されたものでも、耐震診断を行い、耐震性を有している事がわかっているものについては「○」としている。（なお、調査データが無いものは空欄としている。）

（土砂）

県が指定した土砂災害警戒区域等に施設がある場合は「—」とし、該当しない場合は「○」としている。

（高潮）

高潮ハザードマップを基に記載。少しでも浸水する場合は「—」とし、浸水の恐れが無い場合は「○」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。また、想定している台風による高潮の恐れが無いと思われる場合も「○」としている。ただし、データ等がない地域については、過去の災害履歴等から判断し記載している。

（津波）

山口県津波浸水想定図を基に記載。少しでも浸水する場合は「—」とし、浸水の恐れが無い場合は「○」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。